

◇ICT活用工事の積算基準(令和2年度改定)

令和2年9月24日
検査指導課

(7)ICT施工における積算基準の拡充

→ (県)令和2年8月14日適用



工事

ICT施工のフロー



現 行

項 目	計上項目	積算方法	
① 3次元起工測量	共通仮設費	見積徴収 による積上げ	
② 3次元設計データ作成	共通仮設費	見積徴収 による積上げ	
③ ICT建機施工	直接工事費	損料または賃料	
	(保守点検)	共通仮設費	算定式 による積上げ
	(システム初期費)	共通仮設費	定額 による積上げ
④ 3次元出来形管理	共通仮設費	率計上 (通常工事と同率)	
⑤ 3次元データ納品	共通仮設費	率計上 (通常工事と同率)	
その他 社員等従業員給与手当や外注経費等	現場管理費	率計上 (通常工事と同率)	

改定(案)

積算方法の改定	
見積徴収	
見積徴収	
市場の単価を反映	
算定式	
定額	
補正係数の設定	共通仮設費 補正 1.2
補正係数の設定	
補正係数の設定	現場管理費 補正 1.1



※直接工事費 約1億円の河川工事の場合、
工事価格 約153百万円→約155百万円(約200万円:1.3%)増 (ICT建機賃料の改定含む)

→対象:ICT土工, ICT舗装工
UAV, レーザースキャナーで実施が必須

ICT活用工事に係る要領の改定，新設について（令和2年10月） （主な制度改正等）

1 ICT土工について（改定） R2.10/1以降起工決議する工事から適用

（1）発注者指定型，チャレンジいばらきI型の対象拡大

- 従前は，対象を土工量 10,000m³ 以上としていたものを，7,000m³ 以上に変更します。
- なお，これに伴い，「受注者希望型」の対象が，3,000m³ 以上7,000m³ 未満に変更となります。

土工量（掘削又は盛土）	発注方式
<u>7,000m³ 以上</u>	発注者指定型 or チャレンジいばらき I 型
3,000m ³ 以上 <u>7,000m³ 未満</u>	受注者希望型
1,000m ³ 以上 3,000m ³ 未満	チャレンジいばらき II 型

（2）発注者指定型及びチャレンジいばらきI型への受発注者協議の導入

- （1）により発注者指定型，チャレンジいばらきI型で発注した工事であっても，契約後の受発注者協議により，「ICT建設機械の活用」のプロセスについてのみ，その全部又は一部を「従来型建設機械による施工」として設計変更することも可とします。
- なお，変更が認められるのは，例えば，流用土の供給が不定期であり，ICT建設機械を活用したとしてもその能力を持て余し，生産性向上に寄与しない施工条件等の場合に限定します。



従来型建設機械での施工に変更できる規定を設ける。

（次頁につづく）

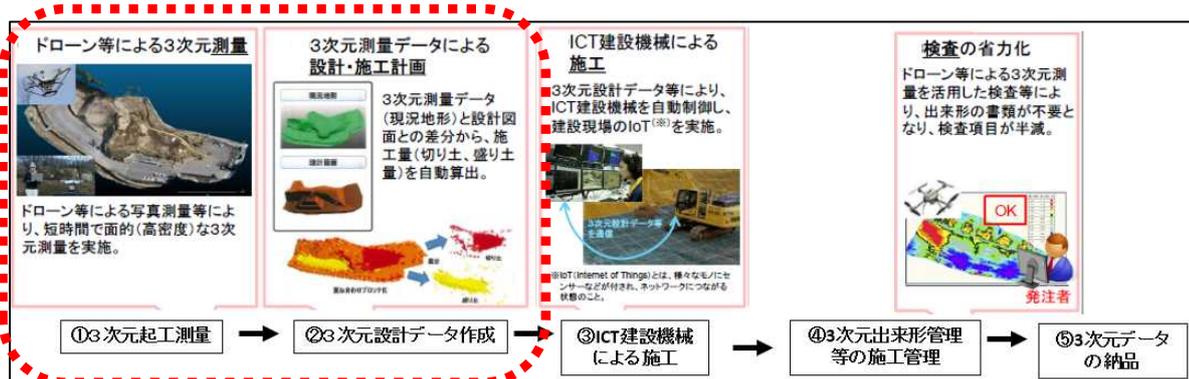
2 ICT舗装工（修繕工）について（新設）

R2.10/1以降起工決議する工事から適用

○予定価格が1,000万円以上の「切削オーバーレイ工」(※)を実施する工事から、発注者が選定の上、受注者希望型により発注することとします。

※「切削オーバーレイ工」とは、路面切削機によるアスファルト舗装路面の切削作業から概ね切削した舗装厚分を即日で急速施工する作業。

○ICT活用にあたっては、「3次元起工測量」及び「3次元設計データ作成」によって切削計画を作成するまでを基本実施項目とする。（「ICT建設機械による施工」以降のプロセスについては、実施を求めない）。



【基本実施項目】※設計変更対象

- ① 現況路面の把握 (TLS 等による 3 次元起工測量)
- ② 切削計画の作成 (3 次元設計データ作成)

(補足) 路面切削工の場合

○路面切削工(切削後、即日の舗装打ち換えを行わない舗裝修繕)の場合は、ICT活用促進工事としては発注しません。

○ただし、契約後、受注者の申し入れにより受発注者協議を実施することで、切削計画の作成にICT活用できることとしておりますので、希望がある場合は監督員にご相談願います。